

## 主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して、金275万円及びこれに対する平成22年10月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

1 本件は、原告が、株式会社ポストゲノム研究所（以下「本件会社」という。）の従業員であるAから、本件会社の上場が確実である等を告げられ、未公開株の購入を勧誘され、これを購入し、購入代金及び弁護士費用相当額の損害を被ったとして、本件会社の設立、運営に関与した共同不法行為責任（民法719条1項）及び本件会社の取締役として本件会社の代表取締役である分離前相被告B（以下「B」という。）の違法な業務執行を監督、是正すべき義務を怠った会社法上の責任（会社法429条1項）に基づき、損害賠償を求める事案である。

#### 2 争いのない事実

(1) 本件会社は、平成12年6月1日に「ベンチャーモール株式会社」の商号で設立された会社であり、平成13年6月11日、「株式会社ポストゲノム研究所」へと商号変更され、バイオテクノロジーに関する研究、開発及びその受託並びにその成果の販売等を目的とされた。本件会社は、平成21年3月6日に破産手続が開始され（東京地方裁判所平成21年（フ）第3921号）、同年9月17日に破産手続廃止が決定した。

本件会社の株式は、証券取引所に上場されていない非上場株式であり、いわゆるグリーンシート銘柄にも指定されていなかった。

(2) Bは、遅くとも平成13年8月28日以降、本件会社の代表取締役であった者、被告Y1は、平成17年1月7日以降、本件会社の取締役であった者、被告Y2（以下「被告Y2」という。）は、平成18年1月10日以降、本件会社の取締役であった者である。

#### 3 争点

被告らが、不法行為責任又は会社法上の責任を負うか。

#### 4 原告の主張（請求原因等）

##### (1) 事実経緯

平成18年11月ころ、原告は、本件会社の従業員Aと名乗る者から、本件会社の未公開株の購入を勧誘する電話を受けた。Aは、同電話において、原告に対し、本件会社はバイオテクノロジー分野で注目されており、たんぱく質の合成、遺伝子解析、ワクチン開発を東京大学等と提携して行うなど非常に有望な会社である旨、現在上場準備が進んでおり、平成19年12月には上場が確実である旨、資料を送るので見てほしい旨、非常に人気があり数に限りがある旨等を述べた。平成18年11月15日ころ、本件会社から原告宛に、上記の内容が記載されたパンフレットや新聞記事、申込資料等一式が送付された。

原告は、上記Aの説明内容や、送付資料に監査法人として「アスカ監査法人」が記載されていたことなどから、本件会社の株式は、上場確実であり上場すれば価格が高騰して多額の利益が得られると信じ、同月16日、本件会社の株式10株分の代金として250万円を、本件会社が指定するB名義の口座に送金した。数日後、本件会社から株式譲渡契約書2通が送付されたので、原告は、同封の書面の指示に従って、同契約書に署名捺印をして1通を本件会社に返送した。

平成19年9月7日、原告宛に、本件会社からさらなる出資募集を勧誘する書面が送付され、同書面には、「ロンドンのAIM市場への上場が確約されたものと同様でございます」との記載がされていた。平成20年春頃、Aから、原告宛に、追加出資を勧誘する電話がかかってきた。Aは、同電話において、原告に対し、上場はまだだが、研究は順調に進んでいるので、近々必ず上場する旨述べた。しかし、原告は、約束の時期を過ぎても上場しなかったことから不信感を持ち、追加出資はしなかった。

本件会社は、その後上場せず、上記2(1)記載のとおり破産したが、原告にはその事実すら知らされなかった。

##### (2) 上記商法の違法性

上記商法は、本件会社が、法が刑事罰をもって禁止しているにもかかわらず、無登録で業として株式の販売、仲介を行い、非上場でグリーンシート銘柄以外であって個人投資家に十分な情報が開示されていない未公開株である自社株式について、あたかも適正価格であるかのように装って勧誘し、その本来価値を著しく上回る価格で自社株式の販売又は仲介を行ったものであり、

これは、投資家保護を目的とする法及び自主規制を無視し、個人投資家の誤認につけ込んで行う価値を偽る詐欺的な商法であって、不法行為を構成する。

すなわち、株式取引（売買，仲介を含む。）は、業として行うためには、証券会社登録を要し、自社株式に関するものであっても、株式の発行でなく株式の売買であるので、証券業又は金融商品取引業の登録を受けていないと、無登録営業に当たり、刑罰が課されるのであって、かかる証券取引まがいの行為は、健全な証券取引法秩序に相容れず、公序良俗に反する違法な行為である。また、未公開株については、登録を得た証券会社であっても、いわゆるグリーンシート銘柄を除き、その取引を勧誘することが原則として禁じられているところ、本件会社の株式は、いわゆるグリーンシート銘柄ではなく、その結果、一般投資家にとっては適正価格がわからず、不測の損害を被る危険性が高いのであり、このような未公開株を、法令を犯してあえて取り扱う商法は、適正な価格を偽る詐欺商法であると推認される。

さらに、本件会社の株式は、原告が購入した平成18年11月当時、ほぼ無価値であり、少なくとも原告が支払った1株25万円という額をはるかに下回る価値しかなかった。すなわち、本件会社は、平成15年以降収益が黒字になることは一度もなく、平成16年から平成18年の間の売上げは約4億円、経費は約8億8500万円と大幅な損失が出ており、平成18年ころにはキャッシュフローが悪化し、取引先への支払が困難な状況にあり、平成19年5月期には約2億1000万円の損失を計上し、金融機関から一括返済を求められるなどしており、同月31日時点での本件会社の1株当たりの純資産価格はわずか8.7円であった。また、本件会社の株式は流通市場がなく換価は困難であった。にもかかわらず、本件会社は、原告に対し、同社株式が上場間近であって人気があり、1株25万円という販売価格が適正価格であるかのように誤認させる勧誘を行った。

### (3) 被告らの責任

#### ア A, B, 本件会社について

Aは、本件会社の代表取締役であるBの命を受けて、本件会社の業務執行として原告を勧誘したものと見える。Bが、本件会社の業務執行行為としてAに勧誘を命じ、原告に株式を譲渡したことは、原告に送付された勧誘資料が本件会社名義であること、案内状の「ご案内できるのは当社社長『B』の持分株式のうち、上限1000株の売出し」等の記載、株式購入の申込先を本件会社としていることから、明らかである。また、株式がB名義であり、株式代金の送金先がB名義の口座であっても、会社が一旦代表者に対して株

式を発行し、一般投資家から支払われた代金を株式の払込みに宛てて資金調達を行う手法は未公開株販売において珍しくなく、実質的には本件会社からの譲渡とみるべきである。また、仮にそういえなくても、本件会社が他人物であるBの株式について販売勧誘を行い、Bと個人投資家の株式売買を仲介したのであるから、原告が業として未公開株の販売又はその勧誘を行っていることに変わりはない。Bに発行された株式が本件会社の従業員の勧誘により一般投資家に販売されていたことは、本件会社の破産申立書の債権者一覧表（従業員等関係）の備考欄に「仕事の内容は、B社長の個人株式譲渡」と記載されていることから、明らかである。

このように、本件会社は、会社の資金調達のために、Bに新株を発行し、一般投資家にその株式の販売又は仲介を行って、この株式代金を払込みの原資又は引当てとして資金調達を行っていたものである。本件会社は、Aの使用者であり、使用者責任（民法715条1項）を負う。また、株式公開準備室を設置してされたAの上記(1)記載の勧誘、販売行為は、その経過や態様等に照らし、本件会社の通常の業務とは異質の偶発的なものとは考えることはできず、むしろ、本件会社における組織的詐欺商法の一発現であることは明らかであり、法人として固有の不法行為責任（民法709条）を負う。

Bは、違法な未公開株商法を行い、株式販売に藉口して業として金銭を騙取するために本件会社を設立し、又はその運営に代表取締役として積極的、主体的に関与していたものであり、共同不法行為責任（民法719条1項）を負う。また、Bは、本件会社の代表取締役として、その営業が適法なものになるように業務執行を行うべきであったのにこれを怠ったのであり、会社法429条1項に基づく責任を負う。

#### イ 被告ら

被告らは、違法な未公開株商法を行い、株式販売に藉口して業として金銭を騙取するために本件会社を設立し、又はその運営に取締役として積極的、主体的に関与していたものであり、共同不法行為責任（民法719条1項）を負う。

また、被告らは、本件会社の取締役として、Bの業務執行を監督し、取締役会を通じて、違法な業務執行を行わないように監視する義務があったにもかかわらず、Bが、本件会社の業務執行として同社の未公開株販売を行っていることを知りながら黙認し、又は少なくとも容易に認識し得たにもかかわらず、これを阻止することなく監視義務を怠ったものであり、会社法429条1項に基づく責任を負う。すなわち、被告らは、ベンチャー企業である本

件会社において、資金調達方法や調達先が重要な問題として認識されていたところ、本件会社の財務状況は上記(2)記載のとおりであり、ベンチャーキャピタルも平成18年4月時点での30社が最大であり、ベンチャー企業投資の専門家がみれば、同月以降は本件会社は投資対象として危険であると評価されていた。しかし、同年1月に107名であった個人株主は、平成21年の破産申立ての時点で565名に急増しており、Bの株式譲渡による株式増加は被告らも認識していた。情報を持たず、かつ企業評価のノウハウも一般的には有しない個人投資家の出資が急増したという事実を客観的に判断すれば、個人投資家の増加は、Bの説明が客観的合理的なものではなく、上場することは確実である等の本件会社の株式の価値を偽る勧誘を行っていることは容易に予測できた。しかし、被告らは、取締役会で、Bが個人投資家に対してそのような説明をしているかを確認することなく、Bに販売をやめるよう提言するなど違法行為を阻止するための行為を何ら行わなかった。また、閉鎖会社であり、かつ上場を目指す企業であれば、経営に関与する個人株主の増加及び株主構成は極めて重大な関心事であるべきところ、Bから、知人であるとか、教授として所属する大学名を聞くのみであったという被告Y2の供述からすれば、むしろ被告らは、Bの自社株販売による資金調達を知りつつ黙認していたというべきである。このことは、本件会社の破産申立書の債権者一覧表（従業員等関係）に「仕事の内容は、B社長の個人株式譲渡」としてC、D及びEが記載されていることから指摘でき、同株式譲渡が本件会社の業務でなければ、破産債権ではないのは明らかであり、同Cらが破産債権であると強弁するのであれば破産債権届出をさせれば足りるのであり、にもかかわらず同表に記載したのは、被告らが、同Cらの行っていた株式譲渡が本件会社の業務であると知っていたからである。

#### (4) 原告の損害

原告は、本件会社への交付金相当損害金として250万円、弁護士費用相当額としてその1割の25万円の合計275万円の損害を被った。

(5) よって、原告は、被告らに対し、不法行為責任又は会社法上の責任に基づき、(4)記載の損害金及び被告らへの訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

#### 5 被告の主張（請求原因等に対する反論）

##### (1) Bの行為は、本件会社の業務執行ではないこと

本件会社は、原告に対して自己株式を譲渡していないし、第三者たる原告への株式譲渡について機関決定もされていない。被告らは、Aなる者を全く

知らない。

仮にAがBの指示に従っていたとしても、その指示は、本件会社の代表取締役としてではなく、B個人としてのものであり、原告は、Bから、B所有の本件会社の株式を個人的に譲渡されたにすぎない。このことは、株式代金の振込先がB名義の口座であったことから明らかである。Bが、その所有株式をいかに処分するかは個人資産の処分の問題であり、被告らの知るところではないし、口を挟む権限もない。原告に送付された資料のうち、新聞記事は誰でも入手できるし、会社概要や事業概要は、B又はAが勝手に私的利用し、案内書類も同人らが独自に作成して送付したものである。なお、案内書類の発送元として、本件会社の事業において実在しない「中央営業所」なるものが記載され、本件会社の本社等とは異なる所在地、連絡先が記載されていることから、これらが業務執行として行われたものではないことは明らかである。

また、破産申立書の債権者一覧表（従業員等関係）に「仕事の内容は、B社長の個人株式譲渡」と記載された者は、本件会社の業務を行っていたのではなく、B個人の依頼によってBの個人資産である所有株式の売却を手伝っていた者であるが、Bから手数料等を受け取る前にBが失踪してしまったため、本件会社においてその手数料等を負担すべき旨の意向が示された。被告らとしては、本件会社に対する給与債権者ではないと考えたものの、破産申立段階でこれらの者と議論をする実益はなかったので、上記一覧表に掲載した上で、上記の付記をして、判断を破産管財人に委ねたものである。よって、上記記載をもって、これらの者が本件会社の従業員であると考えすることはできない。

よって、かかるBの業務執行ではない行為について、被告らが監督し是正すべき義務はない。

## (2) 本件会社が原告への株式譲渡に関与していないこと

本件会社は、①東京大学教授らが発明した「in vitro 転写／翻訳系によるペプチド等の製造方法の発明」に関する特許を受ける権利を譲り受け、同発明の事業化を目指した開発事業、②たんぱく質製造の委託を受けて行う受託サービス事業及びこの技術による「PURESYSTEM」という名称の製造用キットの販売事業、③別の東京大学教授らが発明し特許出願した「遺伝子発現解析技術」を導入し、この技術に基づき顧客の試料を解析する受託事業及び日鉄日立システムエンジニアリング株式会社との共同によるこの技術に基づいて作成されたデータベースの販売業務、④東京都臨床医学総合研究所ほかとの

共同による「SARS ワクチン」の開発事業，⑤ C 型肝炎ワクチンの開発事業といった実体ある事業内容を有していたものであるから，未公開株株式の販売を業とするために設立された会社ではないし，実際にも，自社の未公開株の販売を業として行っていない。仮に A なる者によって原告主張の行為が行われたとしても，本件会社はこれに全く関与していない。

(3) 本件会社の資金調達状況

B は，もともと株式会社 E C I の設立当初からの株主であり，同社が株式公開した際に持ち株を売却し，巨額の資産を有するに至った。そのため，本件会社の資金繰りが悪化した際には，B が個人の資金を出資して，運転資金に充てることがあった。

また，本件会社は，いわゆるベンチャー企業であって，かつ極めて有望な成長企業として各方面から注目されていた。そのため，当時の経営状況が損益分岐点をクリアーしていなかったことを承知しながら，将来の成長に多大な期待の下，大手ベンチャーキャピタル数社を含む多数の投資家が参加していた。そのため，会社関係者や取引先関係者，それらの者の縁故者や知人等，個人投資家の範囲も徐々に広まっていき，株主数が増えていたものである。

被告らは，そのように認識しており，本件会社の資金調達状況及び株主数の推移は，被告らの責任を根拠づけるものではない。

(4) 原告が本件会社の株式を購入した際の資料について

平成 18 年 1 1 月当時，原告が勧誘される際に送付を受けたという新聞記事や会社概要，事業概要の内容は，特段事実に反することはなかった。本件会社は，その後破産するに至ったものであり，その結果，原告が購入した株式が無価値になったことは，あくまで結果論であり，原告の株式投資の失敗にすぎない。

(5) 以上から，原告主張の行為について，B 個人が売主として何らかの責任を負う余地があることは格別，被告らが何らかの責任を負うことはない。

### 第 3 当裁判所の判断

1 証拠（甲 A 第 3 ないし第 7 号証（いずれも枝番号を含む。），乙イ第 4，第 5 号証，原告及び被告ら各本人尋問の結果）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1) 平成 18 年 1 1 月ころ，原告は，本件会社の従業員 A と名乗る者から，本件会社の未公開株の購入を勧誘する電話を受けた。A は，同電話において，原告に対し，本件会社はバイオテクノロジー分野で注目されており，たんぱく質の合成，遺伝子解析，ワクチン開発を東京大学等と提携して行う

など非常に有望な会社である旨、現在上場準備が進んでおり、平成19年12月には上場が確実である旨、資料を送るので見てほしい旨、非常に人気があり数に限りがある旨等を述べた。

(2) 平成18年11月15日ころ、同月14日付けで「株式会社ポストゲノム研究所」の「中央営業所」の「A」からとの記載のある「書類送付のご案内」との書類とともに、「株式譲渡のご案内～株式会社ポストゲノム研究所～」との書類、本件会社及びその事業について記載された新聞記事の抜粋の写し、本件会社の会社概要が記載された書類等が、原告宛に送付された。上記「株式譲渡のご案内～株式会社ポストゲノム研究所～」との書類には、「当社は、東京大学発のバイオベンチャー企業であり、来年（2007年）12月に株式の公開をすることを目標としております。」との記載に続いて、本件会社の事業内容について記載された後、「今回ご連絡いたしましたのは、当社の株主様に是非なっていたきたいと考え、ご案内しております。ご案内できるのは、当社社長『B』の持ち株分のうち、上限1,000株の売出しとなっております。是非この機会にご検討頂きますよう、宜しく願い申し上げます。」との記載がされ、さらに、「◇譲渡価格◇ 1株単位 250,000円」「◇名義書換◇ 中央三井信託株式会社」「◇監査法人◇ アスカ監査法人」との記載がされ、末尾に、「株式会社ポストゲノム研究所中央営業所 担当：A」との記載がされていた。

(3) 原告は、上記(1)のAの説明内容や、上記(2)の送付資料の記載内容から、本件会社の株式を購入することとし、平成18年11月16日、本件会社の株式10株分の代金として、250万円を本件会社が指定するB名義の三菱東京UFJ銀行の新宿支店の普通預金口座に送金した。

(4) 上記(3)の数日後、平成18年11月16日付けで「株式会社ポストゲノム研究所 代表取締役社長B」からとの記載のある「ご挨拶」との書類とともに、「株式譲渡契約書」が2通、原告宛に送付された。「株式譲渡契約書」には、ワープロ打ちにて、冒頭に「本日、B（以下「甲」という）は、株式会社ポストゲノム研究所株式10株をX（以下「乙」という）に以下の条件で譲渡した。」との記載、続いて「株式の名称 株式会社ポストゲノム研究所株式」「数量 10株」「単価 250,000円」「総額 2,500,000円」「金銭支払い方法 乙は、甲の指定口座への現金振込みにて2,500,000円の振込みを行うものとする。」との記載、末尾に「平成18年11月17日」「(甲)茨城県つくば市〈以下省略〉 B」「(乙)東京都大田区〈以下省略〉 X」との記載がされており、末尾のBの住所の



記載の右側に、Bの押印がされていた。原告は、「株式譲渡契約書」の末尾の原告の氏名の記載の右側に、原告の押印をして、1通は手元に残し、1通は同封されていた返信用封筒に入れて送付した。

(5) 平成19年9月7日ころ、同日付で「株式会社ポストゲノム研究所」の「中央営業所」の「D」からとの記載がある「書類送付のご案内」との書類とともに、「担当者氏名：A」との記載や、振込先としてB個人名義の銀行預金口座の記載のある「株式購入契約申込書」との書類、バイオベンチャーについて記載された新聞記事の抜粋の写しが、原告宛に送付された。原告は、その後Aから本件会社の株式の追加購入を勧める電話を受けたが、追加購入はしなかった。

(6) 上記(2)及び(3)において原告に送付された書類に記載された「中央営業所」の住所や電話番号は、本件会社の本社や商業登記簿に記載されている支店の住所や電話番号とは異なるものであった。

## 2 被告らに共同不法行為責任が生じるか

原告は、被告らは、違法な未公開株商法を行い、株式販売に藉口して業として金銭を騙取するために本件会社を設立し、又はその運営に取締役として積極的、主体的に関与していたものであり、共同不法行為責任（民法719条1項）を負う旨主張する。

この点、甲A第1号証によれば、本件会社の商業登記簿に記載された目的には、「有価証券の保有、運用、管理及び売買」との記載があることが認められるものの、被告らが、原告主張の目的で、本件会社を設立したりその運営に積極的、主体的に関与したりしたと認めるに足りる証拠はない。

よって、この点に関する原告の主張は採用しない。

3 被告らに監視義務違反による会社法429条1項に基づく責任が生じる前提として、原告に対する本件会社の株式の勧誘、売買又は仲介行為は、本件会社の業務執行としての行為か否か

(1) 原告は、Bが、本件会社の業務執行行為としてAに勧誘を命じ、原告に株式を譲渡したものである旨、また、本件会社が譲渡を仲介したものである旨を主張する。

確かに、上記1記載のとおり、原告に対する本件会社の株式売買の勧誘は、本件会社のAと名乗る人物から、本件会社名義の書類が送付されることで行われている。

しかし、被告らは、陳述書（乙イ第4、第5号証）及び本人尋問において、Aという名字の人物は本件会社の社員の中にいないこと、同書類の名義とし

て記載されている本件会社の「中央営業所」なる部署や建物は本件会社に存在しないこと、Bの所有する本件会社の株式の売買やその勧誘を本件会社の役員や社員等関係者が手助け等関与していたことはないこと、原告が交付を受けた会社概要等は、本件会社内であれば誰でも使用できる状況にあったこと等、原告への株式売買の勧誘を会社の業務執行として行われたことを否定する旨の陳述、供述をしているところ、かかる被告らの陳述、供述を排斥するのに十分な主張立証はされていない。また、上記1(3)記載のとおり、原告は、本件会社の株式の購入代金をBの個人名義の口座に振り込んで支払っており、さらに、本件会社の原告への株式譲渡がBから原告に対してされていることは、上記1(4)記載の「株式譲渡契約書」の売主「甲」がBとされていることから明らかである。

そうすると、かかるBから原告への本件会社の株式の譲渡について、その勧誘や譲渡又はその仲介に本件会社が業務執行として関与したと認めるには足りないといわざるを得ない。

(2) また、原告は、会社が一旦代表者に対して株式を発行し、一般投資家から支払われた代金を株式の払込みに宛てて資金調達を行う手法は未公開株販売において珍しくなく、実質的には本件会社からの譲渡とみるべきである旨主張する。

しかし、原告の同主張は飽くまで一般論であって、本件会社の場合に直ちに当てはまるとはいえないところ、被告Y2は、Bは個人的に他の会社の株式売却により億単位の資金を有しており、本件会社にも資金として数百万円単位から数千万円単位まで何回か入れていると認識している旨を供述しているのであって、本件会社の個人株主が急増した等の事情を考慮しても、原告の主張するような一般論が本件会社に直ちに当てはまるということとはできない。

(3) さらに、破産申立書の債権者一覧表（従業員等関係）に「仕事の内容は、B社長の個人株式譲渡」として、Cら3名の個人名が記載されている点について、確かに原告の主張するとおり、同3名は、本件会社の業務として株式譲渡を行っていないのであれば、本件会社の債権者といえないものである。

しかし、破産申立ての段階では、かかる点について破産者と債権者（と称する者）との間で言い分が異なる場合は、債権者名簿に漏れがあるとの指摘を受けることを避けるため、また、破産手続を円滑に進めるため、念のため、債権者（と称する者）も債権者一覧表に記載した上で、本件のように意見を

留保する旨の注記をしておくということは、実務上行われないわけではない。そうすると、被告Y2において、本件会社に対する給与債権者ではないと考えたものの、破産申立段階でこれらの者と議論をする実益はなかったので、上記一覧表に掲載した上で、上記の文言を記載して、破産管財人の判断に委ねた旨の被告Y2の陳述、供述も、直ちには排斥できない。

よって、上記の債権者一覧表の記載からは、本件会社の株式の譲渡又はその勧誘や仲介が本件会社の業務として行われたと認めるには足りない。

(4) 以上のように、被告らの供述内容等に照らすと、原告の本件会社の株式の購入は、B個人の株式の売買として行われたものといえても、本件会社の業務執行としてなされたものと認めるには足りない。また、仮に、Aと名乗る人物が、Bの指示により原告に勧誘行為を行っていたとしても、その指示が、B個人による指示といえても、本件会社の代表取締役としての指示であると認めるには足りない。

よって、原告の主張及び立証を全て考慮しても、この点に関する原告の主張は採用しない。

3 以上から、その余の点を判断するまでもなく、原告の被告らに対する請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判官 上原卓也)